

優良迷惑電話防止機器推奨規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「連合会」という。）が行う優良迷惑電話防止機器の推奨に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(連合会の推奨)

第2条 連合会は、第4条に規定する推奨の基準に適合する迷惑電話防止機器（特殊詐欺及び脅迫等に係る犯行電話並びに執ような勧誘の電話、無言電話、わいせつな電話等の相手に不快感を与える電話等を防止するための機器をいう。以下同じ。）を優良迷惑電話防止機器として推奨する。

2 前項に規定する推奨は、迷惑電話防止機器の名称及び型式について行うものとする。

(推奨を受けることができる者)

第3条 迷惑電話防止機器を製造（外国において本邦に輸出する迷惑電話防止機器を製造する者を含む。）し、又は販売しようとする者は、その製造し、輸入し、又は販売しようとする迷惑電話防止機器に関し、連合会の推奨を受けることができる。

(推奨の基準)

第4条 優良迷惑電話防止機器の推奨の基準は、次の要件を満たすものとする。

(1) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するものであること。

ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能

イ 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能

(2) 耐久性を有し、正常に作動するものであること。

(3) 高齢者等が使用するに当たって、操作が容易にできるもの。

(推奨の申請)

第5条 第2条に規定する推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、迷惑電話防止機器の名称及び型式ごとに、推奨を受けようとする迷惑電話防止機器（付属

品を含む。)及び次に掲げる書類(第9条及び第17条において「提出書類」という。)を連合会に提出しなければならない。

- (1) 別記様式1の優良迷惑電話防止機器推奨申請書
- (2) 推奨を受けようとする迷惑電話防止機器に関する取扱説明書及び当該資料
- (3) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合は、定款又は登記事項証明書

2 前条の規定による申請を受理した連合会は、第9条に規定する審査の期日を申請者に通知するものとする。

(審査委員会)

第6条 第2条に規定する推奨に当たっての審査を行うため、連合会に迷惑電話防止機器審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、審査委員長及び4人の審査委員をもって組織する。
- 3 審査委員会は、審査委員長及び2人以上の審査委員の出席をもって成立するものとする。
- 4 審査委員会の庶務は、連合会の事務局が行う。

(審査委員長)

第7条 審査委員長は、連合会の専務理事をもって充てる。

- 2 審査委員長は、会務を統括し、審査委員会を代表する。

(審査委員)

第8条 審査委員は、警察庁職員及び学識経験者等の中から、連合会の会長が委嘱する。

- 2 審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期の途中で退任した審査委員の後任である審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査)

第9条 審査委員会は、第5条第1項に規定する申請に係る迷惑電話防止機器及び提出書類について審査を行う。

- 2 審査委員会は、前項に規定する審査に当たって申請者に対し、当該迷惑電話防止機器の機能及びその取扱方法等についての説明を求めることができる。
- 3 審査委員会は、第1項の規定による審査の結果を連合会に報告する。

(推奨の決定及び通知)

第10条 連合会は、前条第3項の規定による報告に基づき推奨の可否を決定する。

- 2 連合会は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に、速やかに別記様式2の優良迷惑電話防止機器審査結果通知書によりその結果を通知する。

(優良迷惑電話防止機器の公表)

- 第11条** 連合会は、前条第2項の規定により推奨の通知を行ったときは、速やかに優良迷惑電話防止機器の名称及び型式並びに申請者名を公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、連合会のホームページを通じて行うものとする。

(優良迷惑電話防止機器の表示等)

- 第12条** 優良迷惑電話防止機器には、当該優良迷惑電話防止機器に推奨を受けたことを示すシールを貼付することができる。
- 2 前項に規定するシールは、連合会が作成し、交付する。
- 3 第1項の規定は、推奨を受けた優良迷惑電話防止機器について、迷惑電話防止機器本体、個装、取扱説明書等に連合会の推奨を受けた優良迷惑電話防止機器であることを記載することを妨げるものではない。

(推奨の期間)

- 第13条** 優良迷惑電話防止機器としての推奨の有効期間は、推奨の決定日から3年間とする。

(推奨の更新)

- 第14条** 推奨を受けた優良迷惑電話防止機器について、有効期間の満了後においても引き続き推奨を受けようとする者は、別記様式3の優良迷惑電話防止機器推奨更新申請書を有効期間満了日の1か月前までに連合会に提出しなければならない。
- 2 連合会は、前項に規定する更新申請書を受理したときは、第4条に規定する推奨の基準に適合しなくなった場合又は特段の事情がある場合を除き、推奨の更新を決定し、別記様式4の優良迷惑電話防止機器推奨更新通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 更新後の有効期間は、更新前の推奨の有効期間満了日の翌日から3年間とする。

(推奨の廃止届出)

- 第15条** 優良迷惑電話防止機器の推奨を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに別記様式5の優良迷惑電話防止機器推奨廃止届出書によりその旨を連合会に届け出なければならない。
- (1) 推奨を受けた優良迷惑電話防止機器の製造、輸入又は販売を取りやめたとき。
- (2) 推奨を受けた優良迷惑電話防止機器が第4条に規定する推奨の基準に適合しなくなったとき。
- 2 連合会は、前項に規定する届出により、当該優良迷惑電話防止機器の推奨を終了するものとする。

(推奨の取消し)

第16条 連合会は、次の各号の一に該当することが明らかになったときは、推奨を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、優良迷惑電話防止機器の推奨を受けたことが判明したとき。
- (2) 推奨を受けた優良迷惑電話防止機器以外の迷惑電話防止機器に偽って推奨を受けた旨を表示したことが判明したとき。
- (3) 前条の規定による届出を行わなかったとき。
- (4) その他、連合会が推奨を行うことが不相当と考えられる事態が生じたとき。

2 連合会は、前項の規定により推奨を取り消したときは、申請者に対し、別記様式6の優良迷惑電話防止機器推奨取消通知書に理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

(変更の届出)

第17条 優良迷惑電話防止機器の推奨を受けた者は、当該優良迷惑電話防止機器及び第5条に規定する提出書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに別記様式7の優良迷惑電話防止機器推奨変更届出書によりその旨を連合会に届け出なければならない。

(申請手数料等)

第18条 申請者は、第5条の規定による申請時に、申請1件ごとに別に定める推奨申請手数料を納めなければならない。

- 2 第14条の規定による推奨の更新を受けようとする者は、更新の申請時に、申請1件ごとに別に定める更新申請手数料を納めなければならない。
- 3 第12条第2項に規定するシールの交付を受けようとする者は、別に定める交付手数料を納めなければならない。

(守秘義務)

第19条 第9条に規定する審査に従事した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行のために必要な事項は、連合会の会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。